

インドネシアにおける『法・規制』改正の最新トピック

～ビジネス実務に影響を与える法改正の動向を

日本側担当者向けに現地駐在員がコンパクトに解説 ～

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日 時▶ 2015年12月22日(火) 13:30～16:30

会 場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

《開催にあたって》

インドネシアは法改正が非常に多く、ある日突然、昨日までのやり方が受け付けられなくなったり、政府機関が査察に来て罰金を要求されたりすることも珍しくありません。法改正等に振り回されて、理不尽だと感じることもあります。出来る限り情報をキャッチアップして、事前の対策を行うことが求められます。本セミナーでは、現地で働かれている方だけでなく、日本側で現地事業をサポートされる方を対象に、近時の最新トピックをコンパクトに解説致します。

講 師 株式会社東京コンサルティングファーム インドネシア駐在員 安藤麻衣 氏

講師紹介 東京コンサルティンググループに入社以来、日本企業の海外進出サポートのため顧客の状況に応じた提案・進出前の調査・設立業務等に携わり、2014年7月よりインドネシアへ赴任。インドネシアでは、30人強のナショナルスタッフと共に、会計・税務・法務・労務関連の業務に携わっている。

《申込書送付先》 FAX▶03-5215-0951 ※当会 HP からもお申し込み頂けます。企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・書籍代含む) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 35,640円(本体価格 33,000円) 一般 38,880円(本体価格 36,000円)

151774-0303 インドネシアにおける『法・規制』改正の最新トピック			
ふりがな 会社名			
住 所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 役 職		
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■参加要領: 申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申し込み頂けます。後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/川守田 E-mail:kawamorita@bri.or.jp
TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

・プログラム・

1. 労働大臣規則 2015年第16号(6月29日施行)

- (1) 役員の居住性ならびにIMTA/KITASの問題
- (2) 労働省の査察の実態
- (3) 10人ルール適用の行方

2. 中銀令第3号 3月31日施行

- (1) ルピア使用と外国人給与課税の問題

3. 中銀対外債務報告規制

- (1) 罰則適用は、2015年第4半期より

4. BPJS 国民皆年金制度の発足

- (1) 外国人加入の問題

5. インドネシアと法律順守(コンプライアンス)の意義

～知っている知識を使える知識に変えていくために～

- (1) 「知っている」を「使える」に変えていくための3か条
- (2) コンプライアンスリスト(法務書面)
- (3) コンプライアンスリスト(スケジュール)

※当日会場にて、「インドネシアの投資・M&A・会社法・会計税務・労務」を配布致します。
※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。